

## 令和6年度 大分県介護・障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要領

### (目的)

第1条 福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護・障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護・障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的として、本補助金を交付する。

### (事業実施)

第2条 本事業は、「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（令和7年2月7日付老発0207第3号、厚生労働省老健局長通知）、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（令和7年2月19日付障発0219第3号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉保健部長通知）及び「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（令和7年2月26日付こ支障第38号、こども家庭庁支援局長通知）の規程に基づき実施するものとする。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、前条の実施要綱に規定する施設・事業所とする。

2 事業の実施主体となる者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

### (補助金の交付申請)

第4条 大分県補助金交付規則（以下、規則）第3条に規定する交付の申請書は、下記の様式によるものとし、本事業による補助金の交付を希望する者は、補助金計画書（交付申請書）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 別紙様式2-3 介護人材及び障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金計画書（総括表）
- (2) 別紙様式2-4 介護人材及び障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金計画書（個表）

### (補助金の変更申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに補助金 変更交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、様式第4号によるものとする。

### (補助事業の実績報告)

第7条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、下記の様式によるものとし、本事業の終了後、実績報告書を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 別紙様式3-1 介護人材及び障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金 実績報告書
- (2) 別紙様式3-2 介護人材及び障害福祉人材確保・職場環境改善等補助金実績報告書（施設・事業所別個表）

### (補助金の交付請求)

第8条 実施主体からの本補助金の交付請求は、原則として令和6年12月分の介護報酬（障害福祉サービス等報酬）に係る補助金額により行い、補助金交付請求書を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(申請書類等の提出方法について)

第9条 本実施要領第4条、第5条、第7条及び第8条に定める申請書類等の提出方法は、原則、電子データにて電子申請受付システムにより提出するものとする。

附 則

この要領は、令和6年度補正予算に係る事業から適用する。